

事務連絡
令和6年8月30日
(2024年)

事業者 各位

吹田市総務部契約検査室長

契約手続に係る押印の見直しについて（お知らせ）

標記のことについて、行政手続の簡素化のため、令和6年9月1日以降の契約手続に係る書類の一部について、下記のとおり押印の取扱いを見直しますのでお知らせします。

記

1 対象書類（押印を省略できる書類）について

「見積書」、「入札書」、「委任状（代理入札に係るもの）」（注）、「内訳書（入札に係るもの）」、「入札辞退届」

（注）「委任状（代理入札に係るもの）」については、省略が可能なのは代理人の押印のみとなります（委任者の押印は従来どおり必須ですので御注意ください）。

2 押印を省略する場合の対応について

押印を省略する場合、内容の真正性の担保のため、対象書類（「委任状（代理入札に係るもの）」を除く。）に当該案件に係る事業者側の責任者及び担当者の氏名（フルネーム）・連絡先（原則として固定電話番号）を記載してください（本市担当者から、記載いただいた責任者や担当者の連絡先に対し、電話により在籍確認をさせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください）。記載は必須とし、記載がない場合は無効として取り扱いますので、御注意ください。

また、押印を省略した見積書等（「入札書」、「委任状（代理入札に係るもの）」を除く。）については、電子メールやファクシミリによる提出も可能です。ただし、記載内容が不鮮明で読取りが困難な場合は、書面での提出を求めることがあります。電子メールにより提出いただく場合は、改ざん防止のため、必ずPDF形式の添付ファイルでの提出をお願いします。

なお、押印を省略した対象書類の内容を修正する場合は、訂正印等の処理ではなく、正しい内容のものを改めて提出してもらう必要がありますので、留意願います。

※その他、別添「見積書等への押印省略に関するQ&A（事業者向け 第1版）」や入札書等の記載例についても、内容を御確認ください。

3 押印した対象書類の取扱いについて

今回の見直しは対象書類への押印の義務付けを廃止するものですので、押印しないことを強制するものではありません。従来どおり、本市登録印等を押印した対象書類についても、受理します。なお、押印した対象書類につきましては、当該案件の責任者及

び担当者の氏名・連絡先の記載は不要です。

4 適用開始日

本通知の内容については、令和6年9月1日以降の日付で作成する対象書類について、適用します。なお、同日以前に見積り依頼や指名通知、公告を行っている案件の対象書類については、この限りではありません。

【本件に関するお問合せ先】

吹田市総務部契約検査室

物品契約担当

電話：06-6384-1475（直通）

F A X：06-6384-9300

Mail：keiyak_s@city.suita.osaka.jp